



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (22) 7307 番
96.2.29 No. 4350



破防法の団体適用を許すな

思想・言論・結社の自由を侵害する破防法に反対する2・23集会開催!

政府・法務省・公安調査庁は、サリン事件をおこしたとされているオウム真理教への国民の疑念、怒りを利用して、破壊活動防止法の団体適用の道をきりひらこうとしています。

一月一八日には、団体適用にむけての第一回弁明手続きがおこなわれており、破防法をめぐる情勢はきわめて緊迫した状況にあります。破防法は、制定当時「治安維持法の再来」と国民から強い批判をうけたことから、も明らかのように、国民の現在と未来を規定しかねない法律です。

こうした中、「思想・言論・結社の自由を侵害する破防法に反対する二・二三集会」が、東京・豊島公会堂で開催されました。

冒頭あいさつにたった、治安維持法による横浜事件の被害者である木村亨さんは、「破防法は第二の治安維持法防法である、オウムの活動を口実として、一切の自由、人権を蹂躪しようとする破防法の団体適用を許してはならない」と発言。つづいて、「警察国家はゴメンだ」と題する、第一回弁明のおこなわれた一月一八日の破防法反対一日行動のビデオが上映されました。

それから、「国家機密法に反対する懇談会」世話人である映画評論家の白井佳夫さんをはじめ、キリスト者、学者、文化人、各界の各人から発言がありました。

国際基督教大学教授の奥平康宏さんから「憲法からみた破防法」―オウム真理教への適用をめぐって―と題する講演がありました。

本当の狙いはオウムにあらず

集会での発言、講演を整理すると、

(1)オウム真理教の反人間的行為は断じて許すことのできないもの。到底宗教団体といえない行為に対してオウム真理教がその責任を厳しく問われることは当然。

(2)しかし、オウム真理教の責任を問うということ、違憲の法律である破防法(団体解散)を適用するということは別の問題。

(3)既に警察による捜査と幹部の逮捕でオウム真理教は活動、カルト教団も対象、宗教団体の反発必至

公安調査庁の組織再編

9年度方針
組織犯罪対策局を構想
警察庁「真警の混乱招く」の声も

労組や市民団体も対象

情報集め大幅拡大
人権めぐり論議の可能性
公安調査庁が内部文書

破防法=第二の治安維持法を許すな!



組織、財政等にわたって打撃を受け、宗教法人法による解散請求、更に社会的批判を受けて崩壊の淵に立っている。

広範な共同行動を

(4)なぜ、こうした状況のなかで、破防法(団体解散)適用の決定をださなくてはならないのか。それは、破防法の適用を遮断二無二追求してきた法務省・公安調査庁が、オウム真理教の組織的財政的解体を目前にして、破防法団体適用の理由失うことをおそれたからではないか。

法律へとつくりかえようとするもの。

(6)破防法時代の到来は、国民の基本的人権の侵害だけでなく、警察、公安調査庁の権限の強化、国民の監視をもたらし、必ずや警察国家への道を急速におしすすめる、なぜなら破防法の核心は思想・言論・集会・結社の自由等の否定にあるから。簡単にいえば、刑法は犯罪の実行に向けられた取締法、これに対して、破防法の取締りは、実行行為にいたる前の段階の、教唆・せん動、文書の配布、予備・陰謀に標的を合わせ、刑法では罪にならない行為を、犯罪の事前行為として未然に取締まってしまうおもうというのが、破防法の眼目だからだ。

集会のまとめとしては、破防法時代の到来を阻止し、破防法の廃止にむけて、思想・立場をこえて広範な共同行動の実現をめざすことが確認されました。